

平成22年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況

平成23年9月

農 林 水 産 省

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき公表するものである。

目 次

平成22年度の実施状況の概要について	1
トピックス 東日本大震災への対応	6
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	12
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営	13
① 重視される機能に応じた管理経営の推進	13
ア 水土保全林	15
イ 森林と人との共生林	17
ウ 資源の循環利用林	19
② 路網の整備	21
③ 治山事業の実施	23
(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営	27
① 民有林との連携による森林・林業の活性化	27
② 流域管理推進アクションプログラムの取組	31
(3) 国民の森林としての管理経営	33
① 双方向の情報受発信	33
② 森林環境教育の推進	37
③ 森林整備・保全への国民参加	43
ア 分収林制度による森林づくり	43
イ NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援	45
ウ 木の文化を支える森づくり	49
(4) 地球温暖化防止対策の推進	51
(5) 生物多様性の保全	55

2	国有林野の維持及び保存	60
(1)	森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	61
①	森林の巡視及び境界の保全	61
②	森林病虫害の防除	63
③	鳥獣被害の防除	65
④	保安林の適切な管理	69
(2)	「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	71
①	「保護林」の設定及び保全・管理の推進	71
②	「緑の回廊」の整備の推進	75
③	野生動植物の保護管理の推進	79
④	地域やNPO等との連携による保護活動の推進	81
⑤	環境行政との連携	83
3	国有林野の林産物の供給	86
(1)	計画的な収穫の実施	87
(2)	林産物等の販売	89
4	国有林野の活用	94
(1)	国有林野の活用の適切な推進	95
①	国有林野の貸付け	95
②	林野・土地の売払い	97
(2)	公衆の保健のための活用の推進	99

5	国有林野の事業運営	104
(1)	管理経営の事業実施体制	105
①	民間委託の推進	105
②	I Tの活用	107
③	労働安全衛生の確保	107
(2)	平成22年度の収支	109
6	その他国有林野の管理経営	112
(1)	人材の育成	113
(2)	林業技術の開発普及	115
(3)	地域振興への寄与	117
(4)	労使協力の推進	117
	(参考)	
1	用語の解説	121
2	林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	129
	(索引)	
	図及び表の索引	131

平成22年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めていますが、その多くは奥地脊梁山^{りょう}地や水源地域に分布しており、原始的な天然林^注も多く残されています。

このため、国有林野に対しては、国土の保全、水源の涵^{かん}養、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能を高度に発揮させることが求められてきました。近年では、これらに加えて、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや森林環境教育等への貢献が求められるなど、国民の皆さんの期待や要望は、公益的機能の発揮を中心に更に多様化しています。

国有林野事業では、国民の皆様の多様な要請に応えるため、「森林・林業基本計画」等に基づくとともに、「森林・林業再生プラン」(平成21年12月農林水産省公表)に沿って、公益的機能の維持増進を旨として適切かつ効率的な管理経営に努めています。

(管理経営基本計画及び平成22年度の実施状況)

国有林野事業では、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにするため、あらかじめ国民の皆さんの意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)を策定し、これに基づき管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で、5年ごとに改定することになっています。

平成22年度は、平成20年12月に定めた平成21年4月から平成31年3月までを計画期間とする管理経営基本計画の2年目に当たり、名実ともに開かれた「国民の^{もり}森林」を実現していくため、①国土保全や水源^{かん}涵養等の公益的機能の維持増進、②森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の^{もり}森林づくり等の推進、③地球温暖化防止、生物多様性の保全等新たな政策課題への率先した取組、④双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組等に努めました。

本報告は、こうした平成22年度における管理経営基本計画の実施状況について、国民の皆さんの理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。

* 右肩に「注）」と書いてある用語については、その解説を121～128ページに掲載しています。

(平成22年度の主な取組)

平成22年度に実施した主な取組は、以下のとおりです。

トピックス 東日本大震災への対応

- 震災による被害調査等に迅速に対応しました。(本文7ページ)

(1) 公益的機能の維持増進

- 森林の公益的機能を維持増進させるため、長伐期施業^{注)}や針葉樹と広葉樹の混交などによる育成複層林施業^{注)}を実施しました。(本文15ページ)
- 森林の健全性を保つとともに、地球温暖化防止に貢献するため、間伐^{注)}を推進しました。なお、間伐材については、木材の有効利用の観点から、搬出・供給に努めました。(本文19ページ)
- 地震や集中豪雨などによる山地災害の復旧に迅速に対応しました。(本文23ページ)

(2) 森林環境教育や森林とのふれあい等の推進

- 学校等を対象に国有林野を森林環境教育の場として提供する「遊々の森」の協定を新たに全国11箇所^{注)}で締結しました。(本文37ページ)
- 森林整備への国民参加を促進するために協定を締結した全国137箇所^{注)}の「ふれあいの森」で、延べ約1万3千人の方に森林づくり活動に参加していただきました。(本文45ページ)
- 自然再生などに取り組む地域の方々等と連携し、現地調査や再生活動等に取り組みました。(本文45ページ、55ページ)

(3) 新たな政策課題への率先した取組

- 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、間伐の実施等健全な森林の育成や治山事業等における木材の利用を推進しました。(本文51ページ)

- 生物多様性の保全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」の設定、適切な計画や整備、保全管理活動、モニタリング調査の実施等の順応的な管理経営に取り組みました。(本文55ページ)
- シカ等の野生鳥獣による被害を防止するため、地方自治体やNPO^{注)}等と連携して、生息環境整備や個体数管理など総合的な対策に取り組みました。(本文65ページ)
- 優れた自然環境を有する森林の維持・保全等を図るため、全国10箇所「保護林」を設定・変更しました。(本文71ページ)

(4) 双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組

- 広く国民の声を聞き管理経営に活かすため、「国有林モニター^{注)}会議」等を行いました。(本文33ページ)

(5) 林産物の持続的かつ計画的な供給

- 自然環境の保全に配慮しつつ、林産物を持続的かつ計画的に供給し、地域における木材の安定供給に貢献しました。また、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の供給にも努めました。(本文87、89ページ)

(6) 効率的な事業の実施

- 伐採・造林等の事業について、そのほとんどを民間委託化するなど、効率的な事業運営に努めました。(本文105ページ)
- 木材価格の低迷等厳しい状況の中、収支両面にわたる努力を行い、平成16年度以降は新規借入金をゼロとしており、収入が支出を62億円上回りました。また、借入金を10億円返済しました。(本文109ページ)